

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和元年7月26日付けで行った法62条3項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

処分庁の職員が居宅確認に来た時に、文句があるなら年金事務所と言えと暴言を吐いた。また通常は玄関先で面談するものを奥まで、入り込み踏み荒らした。物も破壊された。

処分庁は年金申請を強要した。これは資産の有効活用とは意味合いが違う。また申請に遅れた腹いせに報復で停止されたことも不適法である。

さらに勝手に年金種類を視覚障害と指定、限定した。国民の自由の権利を侵害し憲法違反である。

また5月に権限なく、代理人署名もないまま、病院に年金診断

書を送りつけた。病院に行ったか診断書を受け取ったか確認するだけの行為で悪意しかない。

資産はない。越権行為である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 2月 13日	諮問
令和 2年 6月 19日	審議（第43回第2部会）
令和 2年 7月 17日	審議（第44回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」としている（次官通知第6）。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、「次に掲げるものは、特にその活用を図ること。」として、「国民年金法」を掲示している（局長通知第6・23）。

- (3) 法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとする。

そして、局長通知によれば、法27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、又は目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法62条により所定の手続を経たうえ当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととしている（局長通知第11・2・(4)）。

- (4) 法62条1項は、被保護者は、保護の実施機関が、27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとし、法62条3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条1項及び2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとし、同条4項は、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとしている。

- (5) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」とい

う。) 問 1 1 - 1 7 (答) によれば、「年金等の受給権を有することが明らかである被保護者に対しては、保護の補足性を説明して申請を行うよう指導すべきであり、受給権を有することが明らかであり、かつ、申請を行うのに特別の障害のないのにもかかわらず、指導に従うことなく申請を行わない場合には、保護の停止又は廃止を考慮することもまたやむを得ない」とされている。

- (6) 次官通知及び局長通知はいずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針であり、上記の内容は合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、生活保護の実施に当たっては、年金制度を含む資産の活用が前提となっているところ（上記 1・(1)、(2)及び(5)）、請求人が、自ら不該当届を年金事務所に提出することにより、障害年金が支給されない状況を作り出していたことから、処分庁は、口頭による指示及び本件文書指示により、請求人に対して、障害年金の裁定手続を行うことを指示したが、請求人は、本件文書指示の履行期限までに指示事項を履行せず、障害年金の裁定手続に必要な診断書も受領しなかったことが認められる。

そこで、処分庁は、指示義務違反を理由とする保護停止処分を検討し、請求人に対して弁明の機会を付与したが、請求人は、うつ病で来所できないことを理由に弁明の機会に来所せず、再度付与された弁明の機会にも同様の理由で来所しなかったが、

近接する複数の日に事務所と同じ建物内の他課に立ち寄っていることが認められる。

(2) 以上によれば、処分庁は、上記 1 の法令等の定めに則り、請求人の資産の活用を図るため、障害年金の裁定手続を指示し、当該指示に従わない請求人に対して、弁明の機会を付与した上で本件処分を行ったものと認められ、内容面においても手続面においても、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第 3）のとおり主張する。

しかし、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできないことは上記 2 で述べたとおりであり、請求人の主張は、理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び別紙 2（略）